

教育委員会規則第 号

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第 1 条（三次市教育委員会組織規則の一部改正）

改 正 案	現 行																																								
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 事務局（第 3 条—第 5 条）</p> <p>第 3 章 教育機関（第 6 条—第 10 条）</p> <p>第 4 章 職制等（第 11 条・第 12 条）</p> <p>第 5 章 附属機関（第 13 条）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 （事務局）</p> <p>第 3 条 事務局の事務を分掌させるため、<u>教育部</u>を置く。 （課の設置）</p> <p>第 4 条 <u>前条に規定する部の内部組織は、次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>教育企画係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学事係</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>文化学習係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育指導係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童育成係</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分掌事務）</p> <p>第 5 条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画課</td> <td>教育企画係</td> <td>(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	教育企画課	教育企画係	学校教育課	学事係	社会教育課	文化学習係		教育指導係		児童育成係	課名	係名	分掌事務	教育企画課	教育企画係	(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u>			(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 2 章 事務局（第 3 条—第 5 条）</p> <p>第 3 章 教育機関（第 6 条—第 10 条）</p> <p>第 4 章 職制等（第 11 条—第 13 条）</p> <p>第 5 章 附属機関（第 14 条）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則 （事務局）</p> <p>第 3 条 事務局の事務を分掌させるため、<u>課</u>を置く。 （課の設置）</p> <p>第 4 条 <u>前条に規定する課の内部組織は、次の表に掲げるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化と学びの課</td> <td>教育総務係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>文化学習係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育指導係</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分掌事務）</p> <p>第 5 条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> <th style="text-align: center;">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化と学びの課</td> <td>教育総務係</td> <td>(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	課名	係名	文化と学びの課	教育総務係	学校教育課	文化学習係		学校教育係		教育指導係	課名	係名	分掌事務	文化と学びの課	教育総務係	(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u>			(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u>
課名	係名																																								
教育企画課	教育企画係																																								
学校教育課	学事係																																								
社会教育課	文化学習係																																								
	教育指導係																																								
	児童育成係																																								
課名	係名	分掌事務																																							
教育企画課	教育企画係	(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u>																																							
		(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u>																																							
課名	係名																																								
文化と学びの課	教育総務係																																								
学校教育課	文化学習係																																								
	学校教育係																																								
	教育指導係																																								
課名	係名	分掌事務																																							
文化と学びの課	教育総務係	(1) <u>教育委員会の会議に関すること。</u>																																							
		(2) <u>規則の制定又は改廃に関すること。</u>																																							

- (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。
- (4) 公告式に関すること。
- (5) 陳情・請願に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 文書の收受及び保管に関すること。
- (8) 寄附に関すること。
- _____
- (9) 教育政策に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (11) 教育財産の取得及び管理に関すること。
- (12) 危機管理に関すること。
- (13) 教育委員会の評価に関すること。
- _____
- _____
- _____
- _____
- (14) 事務局・部課の庶務に関すること。
- _____
- _____
- _____
- _____

- (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関すること。
- (4) 公告式に関すること。
- (5) 陳情・請願に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 文書の收受及び保管に関すること。
- (8) 寄附に関すること。
- (9) 奨学金に関すること。
- (10) 教育政策に関すること。
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- _____
- (11) 危機管理に関すること。
- (12) 教育委員会の評価に関すること。
- (13) 放課後子ども教室に関すること。
- (14) 事務局・課の庶務に関すること。
- 文化
学習
係 (1) 社会教育の推進に関すること。
- (2) 社会教育委員の会議に関すること。
- (3) 芸術・文化活動に関すること。

<p>第12条 部長 は、課等の所属内の事務分担を定め、教育長に通知しなければならない。事務分担を変更した場合も同様とする。 (附属機関)</p> <p>第13条 法令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、目的及びその主管課は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市社会教育委員</td> <td>略</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>三次市文化財保護委員会</td> <td>略</td> <td>社会教育課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	主管課	三次市社会教育委員	略	社会教育課	三次市文化財保護委員会	略	社会教育課	<p>第13条 教育次長は、課等の所属内の事務分担を定め、教育長に通知しなければならない。事務分担を変更した場合も同様とする。 (附属機関)</p> <p>第14条 法令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、目的及びその主管課は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三次市社会教育委員</td> <td>略</td> <td>文化と学びの課</td> </tr> <tr> <td>三次市文化財保護委員会</td> <td>略</td> <td>文化と学びの課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	主管課	三次市社会教育委員	略	文化と学びの課	三次市文化財保護委員会	略	文化と学びの課
名称	目的	主管課																	
三次市社会教育委員	略	社会教育課																	
三次市文化財保護委員会	略	社会教育課																	
名称	目的	主管課																	
三次市社会教育委員	略	文化と学びの課																	
三次市文化財保護委員会	略	文化と学びの課																	

第2条 (三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職として、次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>(1) 部長</p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 前条に定める職は、それぞれ次の職務を行う。</p> <p>(1) 部長 及び次長は、上司の命を受けて市教育行政に関する重要な施策の決定を補佐するとともに、<u>教育部</u>の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(2) <u>次長</u>は、上司の命を受けて<u>教育長及び教育部長</u>を補佐するとともに、<u>所属職員</u>を指揮監督する。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 職員の職として、次に掲げる職を置くことができる。</p> <p>(1) <u>教育次長</u></p> <p>(2)～(19) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 前条に定める職は、それぞれ次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>教育次長</u>及び次長は、上司の命を受けて市教育行政に関する重要な施策の決定を補佐するとともに、<u>教育委員会事務局</u>の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p>

(3) 略	(2) 略
(4) 略	(3) 略
(5) 略	(4) 略

第3条（三次市教育委員会公印規則の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>(公印の保管)</p> <p>第4条 公印は、押印の必要がある場合を除き、常に堅ろうな容器に納め、<u>教育企画課</u>において厳重に保管しなければならない。</p> <p>(公印取扱責任者)</p> <p>第5条 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者は、<u>教育企画課長</u>とする。</p> <p>2 <u>教育企画課長</u>は、公印を盗難、紛失、不正使用等のないよう厳重に看守しなければならない。</p> <p>(公印取扱補助者)</p> <p>第6条 <u>教育企画課長</u>は、公印取扱責任者の職務を補佐するものとして公印取扱補助者を置くことができる。</p> <p>2 公印取扱補助者は、<u>教育企画課長</u>があらかじめ指定する職員をもって充てる。ただし、学校にあっては、総括事務長又は事務長をもって充て、同職員を未配置の学校は校長をもって充てる。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第7条 公印に関する事務を主管する<u>教育企画課</u>において公印台帳（様式第1号）を備えて、すべての印鑑及び印影をこれに登録しなければならない。</p> <p>(公印の廃棄)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の保存期間を経過した公印は、<u>教育企画課長</u>自らが裁断</p>	<p>(公印の保管)</p> <p>第4条 公印は、押印の必要がある場合を除き、常に堅ろうな容器に納め、<u>文化と学びの課</u>において厳重に保管しなければならない。</p> <p>(公印取扱責任者)</p> <p>第5条 公印の取扱い、保管その他公印に関する事務の責任者は、<u>文化と学びの課長</u>とする。</p> <p>2 <u>文化と学びの課長</u>は、公印を盗難、紛失、不正使用等のないよう厳重に看守しなければならない。</p> <p>(公印取扱補助者)</p> <p>第6条 <u>文化と学びの課長</u>は、公印取扱責任者の職務を補佐するものとして公印取扱補助者を置くことができる。</p> <p>2 公印取扱補助者は、<u>文化と学びの課長</u>があらかじめ指定する職員をもって充てる。ただし、学校にあっては、総括事務長又は事務長をもって充て、同職員を未配置の学校は校長をもって充てる。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第7条 公印に関する事務を主管する<u>文化と学びの課</u>において公印台帳（様式第1号）を備えて、すべての印鑑及び印影をこれに登録しなければならない。</p> <p>(公印の廃棄)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の保存期間を経過した公印は、<u>文化と学びの課長</u>自らが裁断</p>

<p>又は焼却の方法により廃棄しなければならない。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第10条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の起案文書を添え、<u>教育企画課長</u>又は公印取扱補助者に提示し、審査を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(電子計算機による公印の出力)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>教育企画課長</u>は、電子公印の使用に当たっては、総務部総務課長及び情報政策監情報政策課長と協議のうえ、電子公印の不当な使用、破壊等を防止するための電子計算機の機能上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>教育企画課長</u>は、電子公印を使用して作成する文書の用紙に偽造及び不正使用を防止するための措置を講じるとともに、その措置を講じた用紙を適正に管理しなければならない。</p>	<p>又は焼却の方法により廃棄しなければならない。</p> <p>(公印の使用)</p> <p>第10条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の起案文書を添え、<u>文化と学びの課長</u>又は公印取扱補助者に提示し、審査を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(電子計算機による公印の出力)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>文化と学びの課長</u>は、電子公印の使用に当たっては、総務部総務課長及び情報政策監情報政策課長と協議のうえ、電子公印の不当な使用、破壊等を防止するための電子計算機の機能上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 <u>文化と学びの課長</u>は、電子公印を使用して作成する文書の用紙に偽造及び不正使用を防止するための措置を講じるとともに、その措置を講じた用紙を適正に管理しなければならない。</p>
--	--

第4条 (三次市就学指導委員会規則の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育部学校教育課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局学校教育課</u>において処理する。</p>

第5条 (三次市民ホール運営委員会規則の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第6条 運営委員会の庶務は、<u>教育</u></p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 運営委員会の庶務は、<u>教育</u></p>

部社会教育課 _____ において処
理する。

委員会文化と学びの課において処
理する。